

条	改定前	条	改定後
	【個人情報の取扱いに関する規約】		【個人情報の取扱いに関する規約】
第1条	<p>(個人情報の利用目的、取得の同意)</p> <p>(2)会員等は、銀行が、保護措置を講じた上で以下の各号の個人情報を取得し、登録、利用して、銀行の定める期間保存することに同意します。また、銀行が必要があると認められた場合には、銀行が、会員等の住民票および戸籍の附票を取得し、電話帳データベース、電話番号の利用状況のデータベース、住宅地図(データベースを含みます。)、およびインターネット等から、会員等の個人情報を取得し、当該情報を銀行のデータベースに登録することがあります。</p> <p>(a) 氏名・住所・生年月日等の情報</p> <p>氏名・住所・生年月日・年齢・性別・電話番号・携帯電話番号・e メールアドレス・職業・勤務先(お勤め先の内容)・取引目的・家族構成・家族の属性情報、住居状況・金融機関の口座番号・口座名義等に関する情報</p> <p>(b) お申込み状況、ご利用状況等に関する情報</p> <p>・契約の種類、本契約に係るお申込み日・契約日・お申込み受付履歴等のお申込み状況に関する情報</p> <p>・利用日、商品・役務名、契約額、利用額、会員等のお借入れ債務に係る借入日・借入金額・金利・返済回数、毎月または毎回の支払額、返済方法、自動振替口座、その他の預金口座等の本契約の内容に関する情報等の本契約のご利用状況及び契約内容に関する情報</p> <p>(c) 信用情報</p> <p>会員等から申告して頂いた年収(世帯年収を含みます。)、資産、負債、収入、支出、過去の債務の返済状況(本契約以外に銀行と締結する契約に関する利用残高、返済状況等の会員等の信用判断を行うための情報を含みます。)、本契約に係るお支払状況及び返済状況等(会員等のお借入れ債務に係る返済状況等を含みます。)の会員等の返済能力に関する信用情報</p> <p>(d) サービスの提供等に付随して取得した情報</p> <p>ご意見・ご要望・お問い合わせの内容等本契約関連サービスの提供等に付随して取得した情報</p> <p>(e) 公的証明書等に記載された情報等及び本人確認情報</p> <p>本人確認に関する法令に基づく本人確認書類(運転免許証(運転免許証番号を含みます。)、パスポート(記号番号を含みます。)等)に記載された情報及び本人確認等手続きに関する情報</p> <p>(f) 公開情報</p> <p>官報や電話帳等により一般に公開されている情報</p> <p>(g) 画像情報(銀行が設置しているカメラ等にて取得した映像・画像)</p> <p>(h) 音声情報(銀行が記録した銀行の従業員と会員等との会話等)</p>	第1条	<p>(個人情報の利用目的、取得の同意)</p> <p>(2)会員等は、銀行が、保護措置を講じた上で以下の各号の個人情報を取得し、登録、利用して、銀行の定める期間保存することに同意します。また、銀行が必要があると認められた場合には、銀行が、会員等の住民票および戸籍の附票を取得し、電話帳データベース、電話番号の利用状況のデータベース、住宅地図(データベースを含みます。)、およびインターネット等から、会員等の個人情報を取得し、当該情報を銀行のデータベースに登録することがあります。</p> <p>(a) 氏名・住所・生年月日等の情報</p> <p>氏名・住所・生年月日・年齢・性別・電話番号・携帯電話番号・e メールアドレス・職業・勤務先(お勤め先の内容)・取引目的・家族構成・家族の属性情報、住居状況・お取引ニーズに関する情報・会員等の使用するデバイス及びブラウザに関する情報・金融機関の口座番号・口座名義等に関する情報</p> <p>(b) お申込み状況、ご利用状況等に関する情報</p> <p>・契約の種類、本契約に係るお申込み日・契約日・お申込み受付履歴等のお申込み状況に関する情報</p> <p>・利用日、商品・役務名、契約額、利用額、会員等のお借入れ債務に係る借入日・借入金額・金利・返済回数、毎月または毎回の支払額、返済方法、自動振替口座、その他の預金口座等の本契約の内容に関する情報等の本契約のご利用状況及び契約内容に関する情報</p> <p>(c) 信用情報</p> <p>会員等から申告して頂いた年収(世帯年収を含みます。)、資産、負債、収入、支出等、銀行が収集している他の商品・サービス等の利用履歴、過去の債務の返済状況(本契約以外に銀行と締結する契約に関する利用残高、返済状況等の会員等の信用判断を行うための情報を含みます。)、本契約に係るお支払状況及び返済状況等(会員等のお借入れ債務に係る返済状況等を含みます。)の会員等の返済能力に関する信用情報</p> <p>(d) サービスの提供等に付随して取得した情報</p> <p>ご意見・ご要望・お問い合わせの内容等本契約関連サービスの提供等に付随して取得した情報</p> <p>(e) 公的証明書等に記載された情報等及び本人確認情報</p> <p>本人確認に関する法令に基づく本人確認書類(運転免許証(運転免許証番号を含みます。)、パスポート(記号番号を含みます。)等)に記載された情報及び本人確認等手続きに関する情報</p> <p>(f) 公開情報</p> <p>官報や電話帳等により一般に公開されている情報</p> <p>(g) 画像情報(銀行が設置しているカメラ等にて取得した映像・画像)</p> <p>(h) 音声情報(銀行が記録した銀行の従業員と会員等との会話等)</p>

条	改定前	条	改定後																																																										
第6条	<p>(個人信用情報機関への提供・登録・利用の同意)</p> <p>(2) 会員等は、下記の「登録情報」に記載の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟先機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟先機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">登録情報</th> <th colspan="2">登録期間</th> </tr> <tr> <th>全国銀行個人信用情報センター</th> <th>株式会社日本信用情報機構</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a) 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号および運転免許証等の記号番号等)</td> <td colspan="2">左記(b)から(h)の情報のいずれかが登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>(b) 申込みに基づく個人情報ならびに申込日および申込み商品種別等の情報</td> <td>銀行が信用情報を利用した日から1年を超えない期間</td> <td>銀行が、信用情報を照会した日から6ヵ月以内</td> </tr> <tr> <td>(c) 契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額および保証額等)、ならびに返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日および延滞、延滞解消等)</td> <td>本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間(但し、延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実にかかる情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間)</td> <td>契約継続中および契約終了後5年以内</td> </tr> <tr> <td>(d) 取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立および債権譲渡等)</td> <td>本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間</td> <td>契約継続中および契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)</td> </tr> <tr> <td>(e) 不渡情報</td> <td>第1回目不渡は不渡発生日から6ヵ月を超えない期間。取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(f) 官報情報</td> <td>破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(g) 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨</td> <td>当該調査中の期間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(h) 本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報</td> <td>本人から申告のあった日から5年を超えない期間</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 開示等の手続について 会員等は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合には、訂正、削除等を、加盟先機関が定める手続および方法によって、請求することができるものとします。(銀行ではできません。)</p>	登録情報	登録期間		全国銀行個人信用情報センター	株式会社日本信用情報機構	(a) 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号および運転免許証等の記号番号等)	左記(b)から(h)の情報のいずれかが登録されている期間		(b) 申込みに基づく個人情報ならびに申込日および申込み商品種別等の情報	銀行が信用情報を利用した日から1年を超えない期間	銀行が、信用情報を照会した日から6ヵ月以内	(c) 契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額および保証額等)、ならびに返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日および延滞、延滞解消等)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間(但し、延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実にかかる情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間)	契約継続中および契約終了後5年以内	(d) 取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立および債権譲渡等)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)	(e) 不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヵ月を超えない期間。取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	—	(f) 官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—	(g) 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	—	(h) 本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	—	第6条	<p>(個人信用情報機関への提供・登録・利用の同意)</p> <p>(2) 会員等は、下記の「登録情報」に記載の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟先機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟先機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">登録情報</th> <th colspan="2">登録期間</th> </tr> <tr> <th>全国銀行個人信用情報センター</th> <th>株式会社日本信用情報機構</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a) 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号および運転免許証等の記号番号等)</td> <td colspan="2">左記(b)から(h)の情報のいずれかが登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>(b) 申込みに基づく個人情報ならびに申込日および申込み商品種別等の情報</td> <td>銀行が信用情報を利用した日から1年を超えない期間</td> <td>銀行が、信用情報を照会した日から6ヵ月以内</td> </tr> <tr> <td>(c) 契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額および保証額等)、ならびに返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日および延滞、延滞解消等)</td> <td>本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間(但し、延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実にかかる情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間)</td> <td>契約継続中および契約終了後5年以内</td> </tr> <tr> <td>(d) 取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立および債権譲渡等)</td> <td>本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間</td> <td>契約継続中および契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)</td> </tr> <tr> <td>(e) 不渡情報</td> <td>第1回目不渡は不渡発生日から6ヵ月を超えない期間。取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(f) 官報情報</td> <td>破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(g) 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨</td> <td>当該調査中の期間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(h) 本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報</td> <td>本人から申告のあった日から5年を超えない期間</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 開示等の手続について 会員等は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合には、訂正、削除等を、加盟先機関が定める手続および方法によって、請求することができるものとします。(銀行ではできません。)</p>	登録情報	登録期間		全国銀行個人信用情報センター	株式会社日本信用情報機構	(a) 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号および運転免許証等の記号番号等)	左記(b)から(h)の情報のいずれかが登録されている期間		(b) 申込みに基づく個人情報ならびに申込日および申込み商品種別等の情報	銀行が信用情報を利用した日から1年を超えない期間	銀行が、信用情報を照会した日から6ヵ月以内	(c) 契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額および保証額等)、ならびに返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日および延滞、延滞解消等)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間(但し、延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実にかかる情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間)	契約継続中および契約終了後5年以内	(d) 取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立および債権譲渡等)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)	(e) 不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヵ月を超えない期間。取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	—	(f) 官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—	(g) 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	—	(h) 本人確認資料の紛失・盗難、 貸付自粛 等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	—
登録情報	登録期間																																																												
	全国銀行個人信用情報センター	株式会社日本信用情報機構																																																											
(a) 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号および運転免許証等の記号番号等)	左記(b)から(h)の情報のいずれかが登録されている期間																																																												
(b) 申込みに基づく個人情報ならびに申込日および申込み商品種別等の情報	銀行が信用情報を利用した日から1年を超えない期間	銀行が、信用情報を照会した日から6ヵ月以内																																																											
(c) 契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額および保証額等)、ならびに返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日および延滞、延滞解消等)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間(但し、延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実にかかる情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間)	契約継続中および契約終了後5年以内																																																											
(d) 取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立および債権譲渡等)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)																																																											
(e) 不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヵ月を超えない期間。取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	—																																																											
(f) 官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—																																																											
(g) 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	—																																																											
(h) 本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	—																																																											
登録情報	登録期間																																																												
	全国銀行個人信用情報センター	株式会社日本信用情報機構																																																											
(a) 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号および運転免許証等の記号番号等)	左記(b)から(h)の情報のいずれかが登録されている期間																																																												
(b) 申込みに基づく個人情報ならびに申込日および申込み商品種別等の情報	銀行が信用情報を利用した日から1年を超えない期間	銀行が、信用情報を照会した日から6ヵ月以内																																																											
(c) 契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額および保証額等)、ならびに返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日および延滞、延滞解消等)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間(但し、延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実にかかる情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間)	契約継続中および契約終了後5年以内																																																											
(d) 取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立および債権譲渡等)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)																																																											
(e) 不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヵ月を超えない期間。取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	—																																																											
(f) 官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—																																																											
(g) 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	—																																																											
(h) 本人確認資料の紛失・盗難、 貸付自粛 等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	—																																																											
	2019年07月30日制定		2020年05月21日改定																																																										
	登録 No.11112 19.07		登録 No.11112 20.05																																																										

条	改定前	条	改定後
	【ドコモ回線ご契約者向け 新生銀行 スマートマネーレンディングの取扱いに関する規約】 (一般規約)		【ドコモ回線ご契約者向け 新生銀行 スマートマネーレンディングの取扱いに関する規約】 (一般規約)
第 5 条	<p>(新規借入れの停止、本契約の解約)</p> <p>(1) 次の各号の事由が一つでも生じたときまたは銀行が会員として不適格と認めるときは、銀行は、会員への通知催告等を要さず直ちに新たな借入れを停止すること、または会員への通知により直ちに本契約を解約することができるものとします。会員に通知する場合において、通常の連絡方法(届出された住所等への電話、手紙、eメール等)を用いても通知が到達しないときまたは延着したときは、通常到達すべき時に通知がなされたものとみなします。</p> <p>①会員が入会申込み時に虚偽の申告をした事が判明したとき</p> <p>②スマートマネーレンディング規約第 10 条(1)および(2)の各号に定める事由が一つでも生じたとき</p> <p>③退職、休職、その他会員の信用状態に著しい変化を生じたとき(保証会社または再保証会社の保証が終了または解約された場合を含みます。)</p> <p>④会員の本取引の利用状況が適当でないと銀行が判断したとき</p> <p>⑤本契約もしくは本取引の名義人が存在しないことが明らかになったときまたは本契約もしくは本取引の名義人の意思によらずに本契約が締結されもしくは本取引が開始されたことが明らかになったとき</p> <p>⑥貸付残高がある状態で NTT ドコモ回線契約が解約されたとき</p> <p>⑦貸付残高がある状態で NTT ドコモ回線契約の名義を会員以外へ変更されたとき</p> <p>⑧貸付残高がある状態で NTT ドコモ回線契約の利用者登録を会員以外へ変更されたとき</p> <p>⑨NTT ドコモ回線契約の利用中断がされたとき</p> <p>⑩(3)各号のいずれかに該当し、本契約が解除されたとき</p> <p>⑪その他会員が本規約のいずれかに違反したとき</p>	第 5 条	<p>(新規借入れの停止、本契約の解約)</p> <p>(1) 次の各号の事由が一つでも生じたときまたは銀行が会員として不適格と認めるときは、銀行は、会員への通知催告等を要さず直ちに新たな借入れを停止すること、または会員への通知により直ちに本契約を解約することができるものとします。会員に通知する場合において、通常の連絡方法(届出された住所等への電話、手紙、eメール等)を用いても通知が到達しないときまたは延着したときは、通常到達すべき時に通知がなされたものとみなします。</p> <p>①会員が入会申込み時に虚偽の申告をした事が判明したとき</p> <p>②スマートマネーレンディング規約第 10 条(1)および(2)の各号に定める事由が一つでも生じたとき</p> <p>③退職、休職、その他会員の信用状態に著しい変化を生じたとき(保証会社または再保証会社の保証が終了または解約された場合を含みます。)</p> <p>④会員の本取引の利用状況が適当でないと銀行が判断したとき</p> <p>⑤本契約もしくは本取引の名義人が存在しないことが明らかになったときまたは本契約もしくは本取引の名義人の意思によらずに本契約が締結されもしくは本取引が開始されたことが明らかになったとき</p> <p>⑥貸付残高がある状態で NTT ドコモ回線契約が解約されたとき</p> <p>⑦貸付残高がある状態で NTT ドコモ回線契約の名義を会員以外へ変更されたとき</p> <p>⑧貸付残高がある状態で NTT ドコモ回線契約の利用者登録を会員以外へ変更されたとき</p> <p>⑨NTT ドコモ回線契約の利用中断がされたとき</p> <p>⑩銀行が第 14 条の 2 に基づき会員に対して各種確認や資料の提出を要求した場合に、会員が正当な理由なく指定した期限までに回答および資料の提出をしないとき</p> <p>⑪第 14 条の 2 に基づく銀行の各種確認や資料の提出の求めに対する会員の回答、具体的な本取引の内容、会員の説明内容およびその他の事情を考慮して、銀行が本取引についてマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したとき</p> <p>⑫本取引がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき</p> <p>⑬会員が行う本取引の頻度および態様が社会通念上認められる限度を超え、銀行のサービス提供に支障が生じると認められるため、銀行が会員にその旨を明示して是正を求めたにもかかわらず、会員がその是正を行わないことにより、会員と銀行との信頼関係が損なわれたと認められるとき</p> <p>⑭本取引の目的が事業用の取引であるまたはそのおそれがあると銀行が判断したとき</p> <p>⑮本取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</p> <p>⑯(3)各号のいずれかに該当し、本契約が解除されたとき</p> <p>⑰その他会員が本規約のいずれかに違反したとき</p>

条	改定前	条	改定後
第7条	<p>(住所等の変更届出等)</p> <p>(1)会員は、次の各号の事由が一つでも生じた場合は、その都度直ちに書面、電話またはインターネット等によるデータ送信等銀行所定の方法をもって、変更内容または開示請求内容を届け出るものとします。</p> <p>①銀行に提出している個人情報(住所等の属性情報および収入等の信用情報を含みますが、これらに限られません。)に変更があったとき</p> <p>②上記に掲げるほか銀行から特定の情報の開示請求を受けたとき</p> <p><u>(2)前項の届出を怠ったことを理由とする銀行からの会員に対する通知その他送付物の延着または不到達の場合、かかる通知その他送付物は通常到達すべき時に会員に到達したものとみなされるものとします。</u></p>	第7条	<p>(住所等の変更届出等)</p> <p>(1)会員は、次の各号の事由が一つでも生じた場合は、その都度直ちに書面、電話またはインターネット等によるデータ送信等銀行所定の方法をもって、変更内容または開示請求内容を届け出るものとします。</p> <p>①銀行に提出している個人情報(住所等の属性情報および収入等の信用情報を含みますが、これらに限られません。)に変更があったとき</p> <p>②上記に掲げるほか銀行から特定の情報の開示請求を受けたとき</p> <p><u>(2)会員は、前項の事由が生じていない場合であっても、1年に1回を目途に、銀行に提出している個人情報に変更がない旨を届け出るよう努めるものとします。</u></p> <p><u>(3)第1項の届出を怠ったことを理由とする銀行からの会員に対する通知その他送付物の延着または不到達の場合、かかる通知その他送付物は通常到達すべき時に会員に到達したものとみなされるものとします。</u></p>
第8条	<p>(成年後見人等の届出)</p> <p>(1)会員について家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を銀行所定の書面によって銀行に届け出るものとします。この場合、銀行所定の本人確認書類を提出するものとします。</p>	第8条	<p>(成年後見人等の届出)</p> <p>(1)会員について家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を銀行所定の書面によって銀行に届け出るものとします。この場合、銀行所定の本人確認書類を提出するものとします。<u>また、会員の補助人・保佐人・成年後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、直ちにその成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面にて銀行に届け出ます。この場合にも、銀行は所定の本人確認書類を求めることがあります。</u></p>
第9条	<p>(債権譲渡、契約譲渡)</p> <p>(1)会員は、銀行が本契約から生じた一切の債権について、第三者に対して<u>銀行の裁量で譲渡または担保に提供すること(証券化のために金融機関、債権回収会社等に対して譲渡または担保に提供することを含みます。)</u>に異議なく同意します。</p> <p><u>(2)会員は、銀行が第三者に対して本契約上の地位の譲渡等の手続を必要とする場合(担保目的の場合を含みます。)は、銀行の裁量で当該手続を行うとともに本契約上の地位が銀行から第三者に移転することに異議なく同意します。</u></p> <p><u>(3)前各項により債権が譲渡等された場合、銀行から会員に対する書面による別段の指示がない限り、銀行は譲渡等された債権に関し、譲受人または受諾者等の代理人になるものとします。この場合、会員は銀行に対して、従来どおり本規約に定める方法によって債務を支払い、銀行は譲受人または受諾者等にこれを交付するものとします。</u></p>	第9条	<p>(債権譲渡、契約譲渡)</p> <p>(1)会員は、銀行が<u>将来</u>本契約から生じた一切の債権を<u>金融機関、債権回収会社その他の</u>第三者に対して譲渡または担保に供すること(証券化のために金融機関、債権回収会社等に対して譲渡または担保に供することを含みます。)、<u>また、その際、会員が銀行に対して有し、または有することとなる無効・取消の抗弁権、消滅時効の抗弁権、弁済の抗弁権、相殺の抗弁権、その他一切の抗弁権を放棄し、これを譲受人に対して主張しないこと</u>にあらかじめ同意します。</p> <p><u>(2)前項により債権が譲渡等された場合、銀行から会員に対する書面による別段の指示がない限り、銀行は譲渡等された債権に関し、譲受人または受諾者等の代理人になるものとします。この場合、会員は銀行に対して、従来どおり本規約に定める方法によって債務を支払い、銀行は譲受人または受諾者等にこれを交付するものとします。</u></p>
第12条	<p>(規約の変更)</p> <p><u>(1)本取引に適用される各条項または本取引にかかる諸条件を変更する場合、本規約に別段の定めがある場合を除き、変更内容および変更日を銀行のホームページへの表示その他相当の方法で告知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2)前項の告知後に会員が本契約に基づく取引をした場合または告知の後1ヵ月が経過した場合には、会員がその変更内容を承認したものとみなします。</u></p>	第12条	<p>(規約の変更)</p> <p><u>法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により本規約を変更する必要がある場合または民法その他の法令により認められる場合には、銀行は、変更内容についてインターネットの利用、店頭掲示、郵送等適宜の方法で告知することにより、これを変更できるものとします。</u></p>

条	改定前	条	改定後
第 14 条	<p>(外国 PEPs の申告)</p> <p><u>(1)</u> 会員は、現在または過去において次の各項に定める外国 PEPs 等(外国政府等において重要な公的地位にある方)に該当するときまたは新たに該当することになったときは、直ちに書面、電話またはインターネット等によるデータ送信等の方法をもって、銀行に申告するものとします。</p> <p>外国において次のいずれかに該当する職にある方</p> <p>①外国の元首</p> <p>②我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職</p> <p>③我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職</p> <p>④我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職</p> <p>⑤我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職</p> <p>⑥我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職</p> <p>⑦中央銀行の役員</p> <p>⑧予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員</p>	第 14 条	<p>(外国 PEPs の申告)</p> <p>会員は、現在または過去において次の各項に定める外国 PEPs 等(外国政府等において重要な公的地位にある方)に該当するときまたは新たに該当することになったときは、直ちに書面、電話またはインターネット等によるデータ送信等の方法をもって、銀行に申告するものとします。</p> <p><u>(1)</u> 外国において次のいずれかに該当する職にある方</p> <p>①外国の元首</p> <p>②我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職</p> <p>③我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職</p> <p>④我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職</p> <p>⑤我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職</p> <p>⑥我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職</p> <p>⑦中央銀行の役員</p> <p>⑧予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員</p>
<u>(新設)</u>	なし	<u>第 14 条の 2</u>	<p><u>(取引内容の確認)</u></p> <p>銀行が、会員の情報および具体的な本取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めた場合、会員はこれに応じるものとします。</p>
	2019 年 7 月 30 日 制定		2020 年 05 月 21 日 改定
	登録 No.11114 <u>19.07</u>		登録 No.11114 <u>20.05</u>

条	改定前	条	改定後
	【保証および再保証委託約款】		【保証および再保証委託約款】
第 12 条	<p>(求償権の譲渡、委託等)</p> <p>委託者は、乙<u>または丙の都合により求償権を第三者に譲渡することについて何らの異議を述べません。</u>また、委託者は、乙<u>または丙が</u>求償権の管理、回収業務を債権管理回収業に関する特別措置法上の債権回収会社に委託することについても、<u>何らの異議を述べません。</u></p>	第 12 条	<p>(求償権の譲渡、委託等)</p> <p>委託者は、乙<u>および丙が将来本契約から生じた一切の求償権を金融機関、債権回収会社その他の第三者に対して譲渡又は担保に供すること、また、その際、委託者が乙および丙に対して有し、又は有することとなる無効・取消の抗弁権、消滅時効の抗弁権、弁済の抗弁権、その他一切の抗弁権を放棄し、これを譲受人に対して主張しないこと</u>にあらかじめ同意します。</p> <p>また、委託者は、乙<u>および丙が</u>求償権の管理、回収業務を債権管理回収業に関する特別措置法上の債権回収会社に委託することについても、<u>あらかじめ同意します。</u></p>
	<u>2019年7月30日制定</u>		<p><u>附則(2019年7月30日)</u></p> <p><u>1 この規約は2019年7月30日より実施します。</u></p> <p><u>附則(2020年3月22日)</u></p> <p><u>1 この改定規約は2020年3月22日より実施します。</u></p>
	登録 No.11115 <u>19.07</u>		登録 No.11115 <u>20.03</u>